

「農地中間管理事業の推進に関する法律」による農地の貸し借りの利用権設定申出書(変更・解約) ←どちらかに○

所有者と借受人の間で、変更・解約の同意
はできていますか

→ ☒ はい

必ず同意を確認のうえで
チェックをつけてください

(同意がある場合はチェックしてください。
同意がない場合は取扱いできません)

解約・変更の理由を記入してください。

耕作者代替わりのため。

申 出 者 年 月 日

住所 福知山市字内記13

氏 名 農林 次郎

電話 0773-24-7044

	対 象 農 地						登記簿上の所有者		借 受 人		貸借期間 (年)	10a当りの 賃貸料 (円・kg) ※なしの場合は 「なし」と記入し てください	作付 品目
	農区	大 字 (字)	小 字	番 地	現 況 地 目	面積 (㎡)	郵便番号・住所	申出者 との 関係 (続柄)	郵便番号・住所				
							氏 名 団体の場合は役職・代表者名まで 記入してください		氏 名 団体の場合は役職・代表者名まで 記入してください				
変更前	A	B	C	1111	田	100	620-8501 福知山市字内記13		620-8501 福知山市字内記13-1	10	なし	水稻	
							農林 次郎		福知 太郎				
変更後	変更箇所のみ記入してください → 解約の場合は記入不要です												
									福知 花子				
変更前													
変更後	変更箇所のみ記入してください → 解約の場合は記入不要です												

※ 対象とならない農地

(1)農業振興地域以外の農地(市街化区域の農地等)、(2)法定小作地、(3)売買登記の未完了農地、(4)貸借期間中にほ場整備が実施される農地

※ 記入上の注意

(1)対象農地欄は、必ず1筆毎に記入してください。

(2)登記簿上の所有者欄は、現在登記簿上で所有されている方の(死亡者も含む)氏名を記入してください

(3) 中間管理事業の利用は原則5年以上の貸借期間となります。ただし、農業委員会による利用権設定(相対)からの乗り換えの場合は3年以上になります。